

野菜価格安定対策事業の概要

		＜国事業＞ 指定野菜価格安定対策事業 【野菜生産出荷安定法】	＜国事業＞ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 【野菜生産出荷安定法】		＜県事業＞ 鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業 【鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業実施要綱】	
制度概要		対象野菜の価格が保証基準額を下回った場合、一定の価格差補給金が交付される				
事業実施主体		(独)農畜産業振興機構		(一財)鳥取県野菜価格安定基金協会		
対象野菜	政令で定めた国民生活に不可欠な野菜 (14品目)		省令で定めた左記に準ずる野菜 (34品目)		県の選定する特長ある野菜	
	鳥取県での対象品目(8品目)		鳥取県での対象品目(14品目)		対象品目(11品目)	
	調整野菜・一般指定野菜		重要野菜		指定野菜	
	(調整野菜) 夏だいこん、冬にんじん (一般指定野菜) 春ねぎ、夏ねぎ、秋冬ねぎ、ほうれんそう		重要特定野菜 重要特定野菜以外		指定野菜	
		特定野菜				春ねぎ、アスパラガス、夏にんじん、夏ねぎ、春キャベツ、夏秋ピーマン、秋冬ブロッコリー、たまねぎ、スイートコーン、夏秋きゅうり、夏秋トマト
		ブロッコリー、スイートコーン		メロン、らっきょう、やまのいも、ちんげんさい、かんしょ		
		夏ねぎ、夏秋トマト、夏秋ピーマン、秋冬はくさい				
保証の基準	100%	平均価格(過去6力年の市場価格を基に算出)			平均価格(過去5力年の市場価格を基に算出)	
	90%	保証基準額(平均価格の90%)		保証基準額(平均価格の90%)		
	80%	保証基準額(平均価格の80%)		保証基準額(平均価格の80%)		
	70%					
	60%	最低基準額(平均価格の60%)		最低基準額(平均価格の60%)		
	50%	最低基準額(平均価格の55%)		最低基準額(平均価格の55%)		
補てん率	90～70%		80%			
補給金額	当該年度の平均販売価額と最低基準額のいずれか高い方と保証基準額の差額に補填率を乗じた額					
資金造成負担割合	国 : 60% 県 : 20% 出荷団体等 : 20%		国 : 65% 県 : 17.5% 出荷団体等 : 17.5%		国 : 50% 県 : 25% 市町村 : 7.5% 出荷団体等 : 17.5%	
主な補助条件	(作付面積) 20ha以上		(作付面積) 概ね5ha以上		(作付面積) 概ね10ha以上	
	(共同出荷率) 総出荷量の2/3以上		(共同出荷率) 総出荷量の2/3以上		(共同出荷率) 総出荷量の1/2以上	
					なお、果菜類は概ね5ha以上 (共同出荷率)	
						(作付面積) 露地野菜:概ね3ha以上 施設野菜:概ね1ha以上